

## (目的)

第1条 この規程は工学院大学試験委員会規程第2条第2項の規定に基づき、学生の受験不正行為に対する指導の基準として定める。

## (指導原理)

第2条 受験不正行為に対する指導はあくまでも教育指導の一環として行う。受験不正行為はあるまじき行為であり、厳正に対処されなければならないことを啓蒙すると共に、不正行為を行った学生が立ち直り、学業を成就するよう指導し、援助しなければならない。

## (不正行為の取扱い)

第3条 受験不正行為を行った者は懲戒する。懲戒は不正行為の種類により訓告、停学または退学とする。

2 訓告を受けた者は不正行為をした受験科目の成績を無効とする。停学および退学となった者は不正行為をした受験期間の受験科目全部の成績を無効とする。

## (不正行為の種類と懲戒の程度)

第4条 不正行為の種類およびそれに対する懲戒は次のとおりとする。

この表において、代人とは本人に代わって受験する者をいう。不正資料とはその試験において、使用を許可されていない学習資料や機器等の物品をいう。ただし、持ち込み可の試験において、許可された資料であるかについて疑いが生じた場合は、試験を滞りなく終了させた上で、試験終了後報告書を作成し、工学院大学試験委員会(以下「委員会」という。)で判断する。前出の資料等の扱いは、第6条以下の規定に準ずる。

不正行為の種類	懲戒の程度
1 答案を盗んだ場合	退学
2 代人に答案を作成させた場合	
(1) 代人が本学学生でない場合	退学
(2) 代人が本学学生の場合	ともに無期停学
3 不正行為による答案の作成	
(1) 強要による場合	強要した者を無期停学、応じた者を訓告
(2) 合意による場合	ともに停学3カ月
4 前もって準備した不正資料が、試験開始後発見された場合	停学1カ月
5 他人の答案を盗見し、答案を作成した場合	停学1カ月
6 試験監督の注意に従わない場合	訓告、停学または退学。ただし、相当の理由がある場合には、委員会の審議による。
7 言語動作により不正な相互連絡をした場合	訓告、停学または退学。ただし、相当の理由がある場合には、委員会の審議による。
8 試験の実施を妨害した場合	訓告、停学または退学。ただし、相当の理由がある場合には、委員会の審議による。
9 他人の受験を妨害した場合	訓告、停学または退学。ただし、相当の理由がある場合

	には、委員会の審議による。
10 その他の不正行為	訓告、停学または退学。ただし、相当の理由がある場合には、委員会の審議による。

(再行為)

第5条 不正行為を行い本規程により懲戒された者が、再び不正行為を行った場合は、前条の規定より重い懲戒を行う。

(不正行為を発見した場合の臨機処置)

第6条 不正行為を発見した試験監督は、不正行為を行った者にその科目の受験を中止させ、答案用紙、不正資料などの保全に努め、ただちに試験委員長(不在の時は副委員長または委員)に報告する。

2 この報告を受けた委員長または副委員長若しくは委員は、その事実を不正行為を行った者の所属する学科の学科長に通知する。

(報告書)

第7条 試験監督および試験科目担当教員は不正行為を行った者に対して事実の確認をするとともに、事情を聞き取り、報告書をまとめる。ただし試験監督および試験科目担当教員の承認の下に事務局が行うことができる。

2 この報告書には試験監督および試験科目担当教員の不正行為を行った者に対する指導についての意見を含むものとする。

(試験終了後判明した不正行為)

第8条 試験終了後に不正行為が指摘された場合も、第6条、第7条の規定に準じて報告する。

(委員会の開催・懲戒案の作成)

第9条 委員長は、第6条に規定の報告が行われた場合、または第8条の場合、速やかに委員会を開催する。

2 委員会は、不正行為の確認および不正行為が確認された場合の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。

3 この審議には、不正にかかる答案用紙、不正資料、試験監督の報告書、不正行為を行った者の弁明書などを資料とする。また委員会はその他必要な資料の提出または報告を求めることができる。

4 試験委員会は、この審議にあたり当該試験監督および不正行為を行った者の出席は求めない。

(懲戒の決定と執行)

第10条 学長は、委員会の報告した懲戒案について、教授総会の意見を聴いて懲戒することができる。

2 懲戒は大学の掲示板に掲示する。

(通知)

第11条 当該学生への懲戒の通知および指導は学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)が行う。

2 学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)は必要により当該学生の所属する学科長その他適当な教員に委任することができる。

(事後指導)

第12条 学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)、または学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)より委任された教員は事後指導に当たる。停学となった学生に対しては停学期間中適宜指導を行う。

2 停学の懲戒を受けた学生は、停学期間中は委任された教員の指導の下で勉学に努めなければならない。

3 事後指導の内容は学長に報告する。

(停学の解除)

第13条 停学期間の半ばを過ぎ、または無期停学が3カ月を経過した後に、改悛の情が顕著な場合、委員会は事後指導担当教員の報告に基づき審議の上停学解除の申請を学長に提出することができる。

2 無期停学にあつては、前項の規定にもかかわらず、事後指導担当教員による指導が充分になされ、かつ改悛の情が特別に顕著な場合、2カ月を経過した時点において、委員会は事後指導担当教員の報告に基づき審議の上停学を解除する指導方針案を教授総会に提出することができる。

3 学長は、教授総会の意見を聴いて停学の解除を行うことができる。

4 教授総会が緊急に開催できない場合は、学長は委員会の指導方針案に基づいて停学の解除を行うことができる。この場合、その後に行われる教授総会において報告し、承認を受けるものとする。

(学生生活委員会における再審議の申請取扱い)

第14条 懲戒を受けた者がその懲戒に不服の場合は、再審議を要請することができる。

2 再審議の要請は再審議を必要とする理由を添えて、懲戒が通知されてから1カ月以内に本人が文書で学生生活委員会委員長に対して行う。

3 再審議の要請があつた場合、学生生活委員会委員長はすみやかに学生生活委員会を開き、再審議の可否を決定する。ただし試験委員である学生生活委員はこの審議には参加できない。

4 学生生活委員会は、再審議を可とする場合は具体的な意見を付して委員会に通知する。

(再審議)

第15条 学生生活委員会が前条第4項の通知を行った場合、委員会はすみやかに再審議を行わなければならない。再審議には学生生活委員会委員長および試験委員ではない学生生活委員1名が参加する。

2 委員会の再審議の結果は学生生活委員会の通知とあわせて学長に報告する。

3 学長は、前項の報告について、教授総会の意見を聴いて懲戒することができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程の改廃は、教授総会において決定する。

2 この規程は、平成7年6月12日から施行する。

3 受験不正行為処理規程(昭和34年6月22日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成10年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年12月10日から施行する。

- 2 組織改正に伴い、教務部長を学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)に、学生部長を学生生活委員会委員長とする。
- 3 字句の平仮名・口語化。
- 4 第15条改廃規定の新設。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 学科長制度に伴い、主任教授を学科長とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年6月22日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う変更。
- 3 第4条の表の整備。
- 4 再審議について、新たな条を挿入。